

松浦市監査委員公表第4号

監査の結果に係る措置状況の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年6月19日

松浦市監査委員 守山秀利  
松浦市監査委員 川下高広

# 措置通知書

建設課

指摘等を受けた事項	措置状況
(1) 収入事務  【指摘事項】 ア 道路占用料において、松浦市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例第2条第1項で「市長は、税外収入金を納期限(略)までに納付しない者に対しては、納期限20日以内に督促状を発しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していないものがあった。 イ コピー等使用料について、松浦市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例第2条第1項で「市長は、税外収入金を納期限(略)までに納付しない者に対しては、納期限20日以内に督促状を発しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していないものがあった。	道路占用料の納入の有無については、財務システム上での確認が不足しておりました。今後は再発防止のため、担当者と担当係長が、隨時財務システムで納入状況を確認することとしました。併せて、「松浦市道路占用料徴収条例」及び「松浦市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例」を再確認し、今後は適正な事務処理を行うよう周知徹底いたしました。  コピー等使用料の納入の有無については、財務システム上での確認が不足しておりました。今後は再発防止のため、担当者と担当係長が、隨時財務システムで納入状況を確認することとしました。併せて、「松浦市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例」を再確認し、今後は適正な事務処理を行うよう周知徹底いたしました。
【指導事項】 ア 道路占用料の減免について、前回の定期監査の改善措置報告で「県の取扱いを参考にしながら、内規を整備する方向で検討する」と報告があつておらず、平成31年3月に内規(「松浦市道路占用料取扱要領(内規)の制定について」)を定め、平成31年4月1日から施行されているが、このときの決裁が丙決裁で処理されている。 占用料の減免に関することは、松浦市事務決裁規程第27条「建設課長の専決事項」にはないため、甲(市長)決裁をとるべきである。 イ 諸収入の地図代について、1件につき300円を徴収しており、その根拠について聞き取りを行ったところ、松浦市手数料条例別表第1(第2条、第3条関係)「その他の諸証明手数料」の額を準用しているとのことであったが、地図の販売であり、証明書ではないため、料金については別途決裁をとり、根拠を明確にされたい。	決裁区分については、松浦市事務決裁規程の認識不足により、丙(課長)決裁としておりました。改めて6月1日付で起案文書を作成し、同日、甲(市長)決裁を受けました。また、松浦市事務決裁規程を再確認し、今後は適正な事務処理を行うよう周知徹底いたしました。
(2) 契約事務  【指摘事項】 ア 工事成績評定について、松浦市建設工事成績評定要領第5条で、「工事成績の評定、完成検査終了後、速やかに行うものとする」定められているが、検査終了後から評定通知まで期間を要しているもの、また、公共土木施設災害復旧工事に係るもの一部において、工事成績評定を行っていないものが見受けられた。	松浦市建設工事成績評定要領第5条の認識不足により、評定通知までに期間を要しているものがありました。また、工事成績評定を省略できる規定の認識不足により、工事成績評定を行っていないものがありました。今後は再発防止のため、担当者と担当係長が、隨時、工事成績評定の有無を確認することとしました。併せて、「松浦市建設工事成績評定要領」を再確認し、今後は適正な事務処理を行うよう周知徹底いたしました。

<p>イ 市道平野半島線の災害復旧工事の附帯工事に関して、受注者との間で確認書を取り交わし、遡及条項を設け工期を遡つての契約が締結されていた。民事上有効ではあるが、契約上の債権債務は契約が成立して初めて発生するものであることから、地方自治体の契約の透明性の確保の観点から遡及契約は不適切と言わざるを得ない。なお、遡及契約の原因が打合せ記録簿の不在など工事の進捗管理事務の不備によるものであると思料されるので、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>ご指摘のとおり適正な工事の進捗管理も必要あるため、令和2年度から導入することとしている「施工プロセスチェックリスト」の活用を徹底することいたしました。併せて、平成29年3月17日付で副市長から発出された「再発防止に向けた対策について」の工事工期内における注意事項を再確認し、今後は適正な事務処理を行うよう周知徹底いたしました。</p>
<p><b>【指導事項】</b></p> <p>ア 契約締結時に関係書類として受注者から労働保険料等納入証明書(写し)を徴することとされているが、証明書の有効期間が契約工期中に切れ、その後提出を求めていない事案が見受けられた。発注者の指示どおりに関係書類を提出している請負業者との公平性を欠くことにもあることから、関係書類に関しては一律同様に提出を求めるべきと考える。</p>	<p>契約変更による工期(履行期間)の延長時に、労働保険料等納入証明書(写し)の有効期限の確認が不足しておりました。再発防止のため、「契約等の事務処理チェックシート」に、労働保険料等納入証明書(写し)の有効期限を確認する欄を追加いたしました。</p>
<p>(3)財産管理事務</p> <p><b>【指摘事項】</b></p> <p>ア 道路の継続占用について、松浦市道路占用規則第9条で「占用期間満了後引き続き道路を占用しようとする者は、占用期間満了の日の30日前までに許可申請協議書を市長に提出しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、期限までに提出させていないものが多数あった。</p>	<p>道路の継続占用については、毎年、対象者に更新申請の案内を送付していますが、松浦市道路占用規則第9条に規定がある「占用期間満了の日の30日前までの許可申請」が徹底されていない状況にありました。今後は案内文書を発送する際にこのことを徹底することいたしました。併せて、「松浦市道路占用規則」を再確認し、今後は適正な事務処理を行うよう周知徹底いたしました。</p>
<p>イ 法定外公共物の継続占用について、松浦市法定外公共物管理条例施行規則第8条で「占用等の期間満了後引き続き法定外公共物の占用等をしようとする者は、占用等の期間満了の日の30日前までに許可申請(協議)書を提出して、市長の許可を受けなければならない。」と規定されているにもかかわらず、期限までに提出させていないものがあった。</p>	<p>法定外公共物の継続占用については、毎年、対象者に更新申請の案内を送付していますが、松浦市法定外公共物管理条例施行規則第8条に規定がある「占用等の期間満了の日の30日前までの許可申請」が徹底されていない状況にありました。今後は案内文書を発送する際にこのことを徹底することいたしました。併せて、「松浦市法定外公共物管理条例施行規則」を再確認し、今後は適正な事務処理を行うよう周知徹底いたしました。</p>
<p>ウ 道路占用許可申請書・協議書が、松浦市道路占用規則で定められた様式と異なるものが多数あった。</p>	<p>道路占用許可申請・協議書を受け付ける際、様式の相違についての確認が不足しておりました。今後は、対象者に更新申請の案内を送付する際、申請書・協議書を添付して様式の周知徹底を図るとともに、申請受付時に様式の確認を行うこといたしました。</p>
<p>エ 法定外公共物占用許可申請(協議)書が、松浦市法定外公共物管理条例施行規則で定められた様式と異なるものがあった。</p>	<p>法定外公共物占用許可申請(協議)書を受け付ける際、様式の相違についての確認が不足しておりました。今後は、対象者に更新申請の案内を送付する際、申請(協議)書を添付して様式の周知徹底を図るとともに、申請受付時に様式の確認を行うこといたしました。</p>
<p>オ 道路占用許可において、令和2年度で許可すべきものを令和元年度で許可しているものがあった。</p>	<p>地方自治法第208条の会計年度独立の原則の認識が不足しておりました。今後は適正な事務処理を行うよう周知徹底いたしました。</p>

<p>カ 道路占用許可について、占用の期間を10年としているものがあったが、松浦市道路占用規則には占用の期間の定めがなく、道路法施行規則第9条第1項に該当しないものであった。10年とした根拠を示されたい。</p>	<p>道路法施行令第9条の認識不足により、占用期間5年で許可すべきところを10年で許可しておりました。そのため、申請者に事情を説明の上、占用期間を5年とした許可書を再交付いたしました。</p>
<p><b>【検討事項】</b></p> <p>ア 道路占用許可について、市道黒汐臨港線への倉庫の設置を許可しているものがあったが、当該物件は道路法第32条第1項各号及び同法施行令第7条第1項各号に規定する工作物等には該当しないと考えられることから、占用許可を見直すとともに、事案を精査のうえ用途廃止等を検討されたい。</p>	<p>道路法第32条第1項各号及び同法施行令第7条第1項各号の規定の認識が不足しておりました。今後は、市道の用途廃止による払下げや普通財産への所管換えるによる占用許可を関係者と協議していくことといたしました。</p>
<p>(4)庶務・文書管理事務等</p>	
<p><b>【指摘事項】</b></p> <p>ア 出張復命書について、松浦市役所処務規程様式第5号(第9条関係)を使用せず、用地交渉記録簿を復命書の代わりとしているものがあった。</p>	<p>松浦市役所処務規程第9条の認識不足により、本件の出張復命については、誤った処理をしておりました。定期監査の指摘後、出張復命書を作成いたしました。併せて、「松浦市役所処務規程」を再確認し、今後は適正な事務処理を行うよう周知徹底いたしました。</p>
<p><b>【指導事項】</b></p> <p>ア 時間外勤務命令簿における命令項目欄の訂正については、平成31年2月政策企画課人事係発「時間外等勤務(振替)命令簿記入要領」において、命令者が行うこととなっているが、命令者以外の印で訂正をしているものがあった。</p>	<p>「時間外等勤務(振替)命令簿記入要領」の認識が不足しておりました。定期監査の指摘を受け、命令者の印で訂正いたしました。併せて、「時間外等勤務(振替)命令簿記入要領」を再確認し、今後は適正な事務処理を行うよう周知徹底いたしました。</p>
<p>イ 被服貸与簿で、貸与被服き損届は提出されていたが、その記録が被服貸与簿に記載されていないものがあった。</p>	<p>被服貸与簿に返納支給年月日及び理由を追記、また取扱者印を押印いたしました。併せて、「松浦市職員被服貸与規程」を再確認し、今後は適正な事務処理を行うよう周知徹底いたしました。</p>